

2016年12月26日

## 終身医療保険・終身医療保険(引受基準緩和型)に 付加できる3種類の新特約等による保障内容の拡充

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社(代表取締役社長:徳岡 裕士)は、2017年2月1日より、主力商品である「ネオdeいりよう」(正式名称:無解約返戻金型終身医療保険)および「ネオdeいりよう健康プロモート」(正式名称:無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型))の保障内容を拡充します。

昨今、医療技術の進歩等により入院日数が短期化する一方、外来治療は増加傾向にあり、また、がんに対する治療法についても多様化しています。こうした医療の実態に即した3種類の新特約を発売します。

また、短期間で保険料の払込を完了させたいというお客さまのニーズにお応えし、短期払済の保険種目(保険料払込期間)を増設します。あわせて、入院一時給付金の限度額拡大により、入院中の食費や家族の交通費等の自己負担となる支出に対し、これまで以上に備えていただくことができます。


これらの改定により、2つの医療保険の設計の自在性をさらに高め、「あったらいいな。」を実現すべく、多様化するお客さまのニーズに幅広くお応えしていきます。

### 保障内容の拡充のポイント

- 新設** 「通院特約」、「がん診断特約」、および「抗がん剤治療特約」を新設<sup>※1</sup>
- 新設** 保険種目(保険料払込期間)に短期払済タイプを新設
- 改定** 入院一時給付金の最高限度額を現行の10万円から20万円に拡大

### <改定後の特約等一覧>

 無解約返戻金型終身医療保険		非喫煙者 割引 
主契約		あり
特約	手術保障特約	あり
	先進医療特約	—
	入院一時給付特約 <b>【限度額拡大】</b>	あり
	治療保障特約	—
	女性疾病入院特約	あり
	特定疾病保険料払込免除特約	あり
	<b>通院特約 <b>【新設】</b></b>	あり
	<b>がん診断特約 <b>【新設】</b></b>	あり
	<b>抗がん剤治療特約 <b>【新設】</b></b>	あり
特則	三大疾病支払日数限度無制限特則	あり
保険種目	終身、60・65歳払済	
	<b>3・5・10年払済 <b>【新設】</b></b>	

 無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)	
主契約	
特約	手術保障特約(引受基準緩和型)
	先進医療特約(引受基準緩和型)
	<b>入院一時給付特約(引受基準緩和型) <b>【限度額拡大】</b></b>
	治療保障特約(引受基準緩和型)
	—
	特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)
	<b>通院特約(引受基準緩和型) <b>【新設】</b></b>
	<b>がん診断特約(引受基準緩和型) <b>【新設】</b></b>
	<b>抗がん剤治療特約(引受基準緩和型) <b>【新設】</b></b>
特則	三大疾病支払日数限度無制限特則 健康割引特則
保険種目	終身、60・65歳払済
	<b>10年払済 <b>【新設】</b></b>

<sup>※1</sup> 「ネオdeいりよう健康プロモート」に付加可能な新特約の正式名称は、「通院特約(引受基準緩和型)」、「がん診断特約(引受基準緩和型)」および「抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)」です。

## 1. 新たな特約の特長

### (1) 「通院特約」および「通院特約（引受基準緩和型）」のポイント

- ①病気またはケガによる入院の退院後に通院されたとき、通院日数に応じた通院給付金と通院一時給付金をお支払いします<sup>※2</sup>。
- ②がん(上皮内がんを含む)による入院の退院後の通院については、退院後5年間、支払日数を無制限に保障します<sup>※3</sup>。
- ③通院給付金日額は、入院給付金日額を上回る設計も可能です。

### (2) 「がん診断特約」および「がん診断特約（引受基準緩和型）」のポイント

- ①初めてがん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき、がん診断給付金をお支払いします。
- ②初回のがん診断給付金のお支払い後については、がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として入院を開始されたとき、給付金をお支払いします。
- ③がん診断給付金は、2年に1回を限度として、無制限にお受け取りいただけます。

### (3) 「抗がん剤治療特約」および「抗がん剤治療特約（引受基準緩和型）」のポイント

- ①がん(上皮内がんを含む)に対する抗がん剤治療(ホルモン剤治療を含む)により入院または通院されたとき、抗がん剤治療給付金をお支払いします。
- ②治療を受けられた月ごとに抗がん剤治療給付金をお支払いします。抗がん剤治療給付金は、月に1回を限度として、無制限にお受け取りいただけます。

☆終身医療保険(引受基準緩和型)に付加できる「抗がん剤治療特約」は、生命保険業界初<sup>※4</sup>です。

「ネオdeいりょう」は、生命保険業界で初めて<sup>※5</sup>終身医療保険に非喫煙者割引<sup>※6</sup>を適用した商品ですが、「通院特約」、「がん診断特約」、および「抗がん剤治療特約」においても非喫煙者割引の適用が可能です。

また、「ネオdeいりょう健康プロモート」に付加される「通院特約(引受基準緩和型)」、「がん診断特約(引受基準緩和型)」および「抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)」においては健康割引特則<sup>※7</sup>が適用されます。

## 2. 保険種目(保険料払込期間)の増設

「ネオdeいりょう」の保険種目(保険料払込期間)に短期払済タイプの3年、5年、10年払済を、「ネオdeいりょう健康プロモート」の保険種目(保険料払込期間)に10年払済をそれぞれ新設します。

あわせて、保険期間が終身の特約<sup>※8</sup>においても短期払済の保険種目(保険料払込期間)を増設します。

## 3. 入院一時給付金額の限度額拡大

入院一時給付特約および入院一時給付特約(引受基準緩和型)について、入院一時給付金額の最高限度を現行の10万円から20万円に拡大します。

以 上

<sup>※2</sup> 通院一時給付金のない取り扱いもお選びいただけます。通院一時給付金のみでの取り扱いはありません。

<sup>※3</sup> がん(上皮内がんを含む)以外の原因による入院をされた場合は、退院後180日間における通院について、支払日数30日、通算1,095日を限度に支払います。

<sup>※4</sup> 生命保険協会加盟の生命保険会社が取扱う保険商品の中での当社調べによる。(2016年12月22日現在)

<sup>※5</sup> 生命保険協会加盟の生命保険会社が取扱う保険商品の中での当社調べによる。(2015年6月29日現在)

<sup>※6</sup> 喫煙状況の確認のために、告知に加えて当社所定の検査を行い、ネオファースト生命の定める基準を満たしている必要があります。たばこには、紙巻タバコその他、葉巻、電子タバコ、パイプなどを含みます。受動喫煙(副流煙)などの影響で、喫煙反応があった場合には、「非喫煙者」基準に該当しませんのでご注意ください。

<sup>※7</sup> 契約日から5年間、疾病入院給付金・災害入院給付金のいずれについても、給付金の支払われる入院がないか、またはその給付金の支払われる日数が通算して5日未満の場合、「健康割引特則」が適用され、以後の保険料が割り引きになります。

<sup>※8</sup> 保険期間が終身の特約とは、「ネオdeいりょう」に付加できる特約のうち、「手術保障特約」、「入院一時給付特約」、「女性疾病入院特約」、「通院特約」、「がん診断特約」および「抗がん剤治療特約」。また、「ネオdeいりょう健康プロモート」に付加できる特約のうち、「手術保障特約(引受基準緩和型)」、「入院一時給付特約(引受基準緩和型)」、「通院特約(引受基準緩和型)」、「がん診断特約(引受基準緩和型)」、および「抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)」。

## 【商品概要】

## (1) 「通院特約」および「通院特約（引受基準緩和型）」の特長としくみ

- ①主契約の給付金が支払われる入院の退院後に通院したとき、通院給付金をお支払いします。また、通院給付金の支払われる通院をしたとき、通院一時給付金をお支払いします。
- ②がん(上皮内がんを含む)が原因で、主契約の給付金が支払われる入院の退院後に通院した場合は、退院後5年間、支払日数を無制限に保障します<sup>※9</sup>。
- ③通院給付金日額は、入院給付金日額を上回る設計も可能です。

給付金名	支払事由		支払額	支払限度
通院給付金	がん(上皮内がんを含む)以外が原因	主契約の給付金が支払われる入院をし、その退院後180日以内に通院をしたとき	通院給付金日額×通院日数 給付金日額：2,000円～10,000円 取扱範囲：1,000円単位	1回の通院対象期間：30日 通算：1,095日
	がん(上皮内がんを含む)が原因	主契約の給付金が支払われる入院をし、その退院後5年以内に通院をしたとき		1回の通院対象期間の支払日数・通算支払日数ともに無制限
通院一時給付金	通院給付金の支払われる通院をしたとき		通院一時給付金額 給付金額：0円(なし)～20,000円 取扱範囲：1,000円単位	1回の通院対象期間につき1回

※通院一時給付金のない取り扱いもお選びいただけます。通院一時給付金のみでの取り扱いはありません。

※通院特約（引受基準緩和型）の場合、契約日から1年以内の期間（支払削減期間）についての通院給付金・通院一時給付金のお支払いは支払削減期間経過後の50%の金額となります。

## 【保険料例】

## ＜通院特約＞

●通院給付金日額：5,000円、通院一時給付金額：10,000円、終身払、月払保険料

	年齢	特定疾病保険料払込免除特約 付加なし		特定疾病保険料払込免除特約 付加あり	
		非喫煙者割引 特約あり	非喫煙者割引 特約なし	非喫煙者割引 特約あり	非喫煙者割引 特約なし
男性	30歳	549円	647円	669円	806円
	40歳	776円	930円	986円	1,214円
	50歳	1,125円	1,375円	1,489円	1,897円
	60歳	1,638円	2,066円	2,267円	3,040円
女性	30歳	540円	648円	660円	802円
	40歳	666円	823円	842円	1,059円
	50歳	867円	1,072円	1,098円	1,382円
	60歳	1,146円	1,424円	1,441円	1,854円

<sup>※9</sup> がん(上皮内がんを含む)以外の原因による入院をされた場合は、退院後180日間における通院について、支払日数30日、通算1,095日を限度に支払います。

<通院特約（引受基準緩和型）>

●通院給付金日額：5,000円、通院一時給付金額：10,000円、終身払、月払保険料、特定疾病保険料払込免除特約（引受基準緩和型）なし

	年齢	健康割引特則 適用なし	健康割引特則 適用あり
男性	30歳	1,634円	1,023円
	40歳	2,047円	1,306円
	50歳	2,519円	1,684円
	60歳	3,070円	2,086円
女性	30歳	1,698円	1,057円
	40歳	2,091円	1,337円
	50歳	2,483円	1,686円
	60歳	2,751円	1,911円

(2)「がん診断特約」および「がん診断特約（引受基準緩和型）」の特長としくみ

- ①初めてがん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき、がん診断給付金をお支払いします。
- ②直前のがん診断給付金の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降にがん（上皮内がんを含む）の治療を目的として入院を開始したとき、給付金をお支払いします。給付金は、2年に1回を限度として、通算回数は無制限にお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
がん診断給付金	<初回> 初めてがん（上皮内がんを含む）と医師により診断確定されたとき	がん診断給付金額 給付金額：10万円～200万円 取扱範囲：10万円単位	2年に1回 通算回数無制限
	<2回目以降> 直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年経過した日の翌日以降、がん（上皮内がんを含む）の治療を目的として入院を開始したとき		

※がん診断特約（引受基準緩和型）の場合、契約日から1年以内の期間（支払削減期間）についてのがん診断給付金のお支払いは支払削減期間経過後の50%の金額となります。

【保険料例】

<がん診断特約>

●がん診断給付金額：100万円、終身払、月払保険料

	年齢	特定疾病保険料払込免除特約 付加なし		特定疾病保険料払込免除特約 付加あり	
		非喫煙者割引 特約あり	非喫煙者割引 特約なし	非喫煙者割引 特約あり	非喫煙者割引 特約なし
男性	30歳	1,205円	1,372円	1,455円	1,678円
	40歳	1,837円	2,143円	2,284円	2,714円
	50歳	2,827円	3,379円	3,656円	4,495円
	60歳	4,295円	5,257円	5,818円	7,483円
女性	30歳	1,404円	1,579円	1,689円	1,927円
	40歳	1,858円	2,110円	2,305円	2,667円
	50歳	2,401円	2,786円	3,006円	3,548円
	60歳	3,138円	3,838円	3,927円	4,967円

<がん診断特約（引受基準緩和型）>

●がん診断給付金額：100万円、終身払、月払保険料、特定疾病保険料払込免除特約（引受基準緩和型）なし

	年齢	健康割引特則 適用なし	健康割引特則 適用あり
男性	30歳	2,001円	1,718円
	40歳	2,844円	2,514円
	50歳	4,155円	3,704円
	60歳	5,991円	5,248円
女性	30歳	2,263円	1,914円
	40歳	2,945円	2,588円
	50歳	3,653円	3,208円
	60歳	4,627円	4,002円

(3)「抗がん剤治療特約」および「抗がん剤治療特約（引受基準緩和型）」の特長としくみ

- ①がん（上皮内がんを含む）の治療を目的として入院または通院をし、抗がん剤治療（ホルモン剤治療を含む）を受けたとき、抗がん剤治療給付金をお支払いします。
- ②治療を受けられた月ごとに給付金をお支払いします。給付金は、月に1回を限度として、通算回数は無制限にお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
抗がん剤治療給付金	がん（上皮内がんを含む）の治療を目的として公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤治療のために、入院または通院をしたとき	抗がん剤治療給付金額 給付金額：5万円～30万円 取扱範囲：5万円単位	月に1回 通算回数無制限

※抗がん剤とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において、厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、つぎのアおよびイのすべての条件を満たす医薬品

- ア. 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められたこと。
- イ. 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」、「内分泌療法」、「免疫賦活薬」、「免疫抑制薬」または「治療用放射性医薬品」に分類されること。

※抗がん剤治療特約（引受基準緩和型）の場合、契約日から1年以内の期間（支払削減期間）についての抗がん剤治療給付金のお支払いは支払削減期間経過後の50%の金額となります。

<抗がん剤治療特約>

●抗がん剤治療給付金額：10万円、終身払、月払保険料

	年齢	特定疾病保険料払込免除特約 付加なし		特定疾病保険料払込免除特約 付加あり	
		非喫煙者割引 特約あり	非喫煙者割引 特約なし	非喫煙者割引 特約あり	非喫煙者割引 特約なし
男性	30歳	531円	609円	637円	747円
	40歳	779円	921円	967円	1,174円
	50歳	1,179円	1,448円	1,524円	1,937円
	60歳	1,834円	2,379円	2,479円	3,390円
女性	30歳	770円	891円	903円	1,067円
	40歳	1,016円	1,198円	1,227円	1,483円
	50歳	1,164円	1,431円	1,429円	1,798円
	60歳	1,298円	1,759円	1,609円	2,263円

<抗がん剤治療特約（引受基準緩和型）>

●抗がん剤治療給付金額：10万円、終身払、月払保険料、特定疾病保険料払込免除特約（引受基準緩和型）なし

	年齢	健康割引特則 適用なし	健康割引特則 適用あり
男性	30歳	787円	714円
	40歳	1,141円	1,047円
	50歳	1,714円	1,557円
	60歳	2,714円	2,391円
女性	30歳	1,267円	1,081円
	40歳	1,705円	1,522円
	50歳	1,868円	1,722円
	60歳	1,980円	1,930円

(4) 保険種目（保険料払込期間）の増設

【改定内容】

①無解約返戻金型終身医療保険、手術保障特約、入院一時給付特約および女性疾病入院特約

増設	60歳払済	(20～55歳)
	65歳払済	(20～60歳)
	3年払済	(20～80歳)
	5年払済	(20～80歳)
	10年払済	(20～80歳)
	終身払	(20～85歳)

※今回発売する「通院特約」、「がん診断特約」および「抗がん剤治療特約」の保険種目（保険料払込期間）も上記特約と同様となります。

②無解約返戻金型終身医療保険（引受基準緩和型）、手術保障特約（引受基準緩和型）および入院一時給付特約（引受基準緩和型）

増設	60歳払済	(20～50歳)
	65歳払済	(20～55歳)
	10年払済	(20～80歳)
	終身払	(20～80歳)

※今回発売する「通院特約（引受基準緩和型）」、「がん診断特約（引受基準緩和型）」および「抗がん剤治療特約（引受基準緩和型）」の保険種目（保険料払込期間）も上記特約と同様となります。